

利用上の注意

- 1 この統計表は、総務省・経済産業省より公表された「令和3年経済センサス-活動調査（確報）」のうち、本県の結果をまとめたものである。
なお、令和4年7月に公表した速報結果とは数値が異なる場合がある。
- 2 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。
 - (1) 日本標準産業分類大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

令和3年経済センサス-活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも令和3年6月1日を調査日として実施している。

- 3 甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業）を対象として集計した。
- 4 甲調査の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

事業所単位の純付加価値額は、企業単位で把握した純付加価値額を事業従業者数により傘下事業所に按分することによって、全産業について集計した。

- 5 甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は、令和2年1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
なお、従来の活動調査等結果は当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

- 6 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成 28 年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

＜欠測値等の取扱いについて＞

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

- 7 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類の格付が十分に行えなかった事業所（企業等）については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類の数値が一致しない場合がある。

該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「－」とした。また、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が 3 以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は併せて「X」とした。

産業分類は、原則として、日本標準産業分類に準拠しているが、売上（収入）金額等の経理事項における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
38X 放送業（有線放送業を除く）	381 公共放送業（有線放送業を除く） 382 民間放送業（有線放送業を除く）
62X 銀行業	621 中央銀行 622 銀行（中央銀行を除く）
86X 郵便局・郵便局受託業	861 郵便局 862 郵便局受託業

従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

＜ガイドライン＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成 28 年経済センサス-活動調査で

は活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成 28 年経済センサス-活動調査結果については「参考」と表章している。

集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。